

第4回広島市市民後見人の育成・活用に関する懇談会 会議録

（事務局より、懇談会開催の趣旨説明と第3回懇談会の内容の確認。また、大阪市への視察の報告。）

（高齢福祉課長）

平成27年度予算要求では、市民後見人育成について予算が認められなかった。平成28年度以降予算要求をするにあたって、法人後見と市民後見人育成を明確な形で分離することを課題として示された。資料2において事務局での整理をさせていただいたが、ご意見等伺いたい。

（清水構成員）

法人後見と市民後見を明確に分ける必要はないと思う。ただ、対象によって市民が担う、市民がしてもいい後見と法人が担うべき後見がある。たとえば、地域に根差すということは両者ともに同じだが法人後見は市全体、市民後見は大手町の五丁目のエリアの中で、といったように。

（高齢福祉課長）

寄り添った対応をするために市民後見人には物理的の近接性が重要であると思っている。また、市民後見人は基本的に一人が一人を見る、1対1の関係がベースである。法人後見は組織で後見をするので、ここの違いをどう見せるかを悩んでいる。

（清水構成員）

受ける側からすれば、両者に明確な区別はない。大きな枠で成年後見をとらえ、その一部が市民後見という感覚を持てばよい。

弁護士会や司法書士会では経済的な事故（＝横領）が大きな問題となっている。法人後見は監視の目があるのでなかなか事故が起こりにくい。大阪では事故が起こっていないというのを聞き、それは事故が起こらないような事案を選んで選任しているということもあると思うが、事故にならないような背景があるのだと思う。現実には市民後見人にフォローを行えば、市民後見と法人後見は同じだと思う。

また、法人後見の一番いいところは取り換えができること（後見人が被後見人と合わない場合、法人内で担当者と代えるだけで足り、選任替えの手続きが不要）であると思う。

（清水構成員）

法人後見と市民後見は市内部での担当課は違うが、一緒にやっていかないといけない。

(松本構成員)

市民後見の育成に、法人後見をうまく使って行うという内容であるが、どうして両者の違いを明らかにしなければ予算が通らなかったのかが分からない。

(高齢福祉課長)

本市が、市民後見を必要とする切迫性がいまだないことも大きいかもしれない。しかし、2025年に向けて75歳以上の高齢者がぐっと増加することが予想されているこの状況で、我々の立場としては早急に、と考えているが早速宿題が出たような状態である。検討し直し、来年もう一度チャレンジしたいと思っている。

(手島構成員)

社協との関係で見習いという説明をしてはどうか。今はかけはしの支援員からという一つのルートに定めていて、それをどうするかは継続課題ではある。だが、社会福祉士でも親方としてよいがそれはなかなかできないので市社協にするという整理で市社協のみという整理でよいと思う。

それから、なぜ市民なのかというと、究極的には「社会貢献」だと思う。社会的に何か貢献する、働きかけて関わっていこうとする、というところに最大の意味がある。大阪市の例で週1回は必ず会いに行きなさいというのがあるが、それができるのが市民であるということ。資産家でなく報酬が支払えないが、日常的に誰かが関わらなければいけない、こういったニーズに対応するのが市民である。しかし、市民がそういった難しい役割を果たすのは難しいので、そのバックアップ体制を行うのが三士会や市社協であるという整理をする。専門職はほかにも仕事があり、被後見人を週一回訪問するというのはなかなか難しい。一人一件と限定をし、週一回訪問するという要件を課した市民後見には固有の役割があると思う。

(手島構成員)

福山では2期目の研修がスタートし、1期目の研修生の実働数はゼロである。一緒に後見活動にかかわっているのは5、6人である。それでもこの間審査会があって、何人か自己都合でやめてしまった。

また、登録後のフォローアップ研修に全く参加しない方がいる。

(神野構成員)

要するに法人後見では担いきれなくなったということ。予算が潤沢にあれば社協に職員がつくこともあるが、職員もつかず、社協の法人後見も限界に達している。

（西本構成員）

市社協の基本スタンスは、かけはしの延長で、市長申立てのケースを引き受けるということだが、体制もできていないためそれをすべて受けるということとはできない。このような状況で、今後の高齢者の増加を見込むと、それだけのニーズに対応する自信はない。一方で、かけはし利用者の中で、後見が必要である人は見えてくる。そこで、市民後見人を育成してその部分をサポートできたらというのが基本的な考え方である。

（手島構成員）

今までの意見は、新たな受け皿を作ろうという現実的・消極的なものだが、そこに市民が自分たちの役割として社会貢献するという積極的な理由を付け加えるのも手法の一つである。一人の人に深くかかわって、その人のいわば人生を支える役割をするような重い責務があるが、そういったことに関心がある人はどうぞ、というスタンス。ただし、とても重要なことなので研修も多く、かつ無償である。積極的な理由をつければ、市民後見人の育成についてきちんと位置づけができる。だからこそ、市社協が関わる必要がある。社協はそもそも地域福祉活動の推進をすることが法律にも明記されているので、社協がバックアップする。

（清水構成員）

手島先生が言われたように、やはり今までおせっかいとして親切な地域の人がやっていたことを法的なバックアップをつけて、地域の担い手がこなすということが要求される。それで賄いきれない人を専門職でこなす。専門職後見人は月1回程のフォローだが、市民後見人は地域に根差した組織なので、週に1回以上のきめ細かいフォローができる。

（手島構成員）

障害者の分野にもっとクローズアップしなければいけないと思う。知的障害者で比較的安定した生活をしていらっしゃる方で、しかも親亡き後というケースが大きな課題としてあるので、その選択肢として早くから市民後見を想定しておいた方がよい。

（西本構成員）

精神障害の方の案件は難しい。でも、どこかで担っていくという構図で、一番近いところで市民後見人、そこから社協、そして最後に専門職が最後のでっぱりになるということをやっていけばよい。

（高齢福祉課長）

困難であるからこそ、市の内部でチームの力が必要。

（清水構成員）

市民後見課長を作ればよい。専門の課を作って、予算をとっていく必要がある。

（高齢福祉課長）

重要性が増していくものがあれば、組織が分離するということもあるかもしれない。

（清水構成員）

そういう風にしないと、毎回3課で会議ということになる。

（神野構成員）

広島市ではあまり切迫していないという話があったが、実は相当数いると思う。体制ができていくことで、目が届くようになると思う。

（高齢福祉課長）

そういった予想はしている。

（清水構成員）

援助を必要としている人は、現実にいる。不足分は、今専門職が担っている。司法書士の抱えている数は結構多く、大変である。

（手島構成員）

高齢者の認知症の方は相当数いるはずなのに、その人たちはなぜ福祉サービスの契約が成り立っているのか、不思議と感じている。本人がちゃんと利用契約を理解してサインしているのではなく家族が書いていることもある。出発点はそれを是とするかどうか。しょうがないということだとそれでいいが、それで本当に本人の意思が反映されているのか。潜在的な利用客は多い。市民後見人の制度を知らせて、本来使うべき人がいるという努力をどれだけするか。

（広森構成員）

今挙がっている事例は本当に何かで困っている人である。相談があってもお金が出せないと申し立てにつながらない。そういったとき、包括の職員も遠方の親族に連絡を取ったり四苦八苦されている。このあたりの聞き取りをすれば、ニーズはあると思う。

（清水構成員）

制度ができて当初、後見人に就任して第一次ショックは銀行から預金が引き落とせないということだった。

（松本構成員）

弁護士会には、非常に困難で弁護士が入らないといけませんが、しかし無報酬という案件が来る。そういった中で、簡単なケースで無報酬という案件を市民後見人にしていただくという必要性が出てきていると思う。

（手島構成員）

核家族化・単身世帯が進み、家族の関係性も離れて行っている。見守りを進める取り組みにも、それが表れている。

広島県は、法人後見の受任件数が東京、大阪に次いで全国3位である。県社協が音頭を取りずいぶん進めている。そういった土壌があるので、それを背景にして進めてもよいと思う。

（松本構成員）

家族の後見人の横領が多いが、孤立しているお年寄りも多い。受任している案件で、2件は施設に入所していて、誰もお見舞いに来ないケース。施設に入っているから、財産管理にしてもすることはほとんどない。それよりも、頻繁に行ってあげることが重要である。そういうところで、市民後見人が、一週間に1回行ってあげれば幸せだろうと思う。

（清水構成員）

財産がある人については、裁判所の方針で信託している。信託させて残ったお金を後見人が見ている。このようにして財産整理をして誰でも後見できるようにし、専門職は監督としてつくという方法もある。親族に戻せる分はよいが、孤立している人をどうするかという問題があるので、市民後見という受け皿はあっていいと思う。

（広森構成員）

在宅の場合には、後見はあまりないと思う。

本人にお金をたくさん持たせてしまうと、使ってしまうケースもあるので、週に1回お金を持って行かなくてはいけないケースで、地域の方が保佐人としてつくということがあってもよい。最初の段階でお金がない、通帳がない、ちょっと不安という段階で補助という形で市民後見人が関わってあげる。だんだんと状況が重くなれば後見に代わることもできる。

（手島構成員）

法律上の補助や保佐に近いケースもある。それを今「かけはし」がしていて、かなり無理をしている。

(広森構成員)

そこを整理して、市民後見人にしていただく。

(清水構成員)

市民後見をすることにより、その人に密接に深くかかわることによって、後見人自身も学ぶところがある。それは大きな質的充実だと思う。

また、市の施策として、経済的な効用も大きいと思う。

(高齢福祉課長)

専門職から市民後見人につなぐ場合、こういった風に見立てをするか。

(清水構成員)

こちらがするよりも、近い人がやってくれる方が良いと思うケースはたくさんある。

(高齢福祉課長)

専門的な技能を要しないと思った時点が見立てということか。

(清水構成員)

広島の実例ではないが、後見の案件を30件くらい持っている専門職がいる。常識的には考えられないのでどうしているか聞くと、一か所の施設にいる人をまとめて見ているということらしい。そういう場合は専門職の後見はいらないのではと思う。

(清水構成員)

施設にいるというより、在宅のイメージ。在宅の一人暮らしの方のケースが担えたらよい。近所の人が見る。ある程度生活空間が見えているような人が、家族のような見方で見ていくというイメージを持っている。

(手島構成員)

大阪でいうところの審査会が、この人にとって誰が一番後見人にふさわしいかということをは話せる場になればいい。

(手島構成員)

市民後見人にもいろいろな人がいる。たとえば仕事をしている人・していない人、等。属性がバラバラなので、マッチングをする必要がある。

(手島構成員)

市民後見人を選ぶときに被後見人に合う人を選ぶということを家裁は考えていない。問題が起きないということを一番にして選んでいる。市民後見人も選任するのは家裁だが、合わなかったら変えていくことを考えると、法人後見という位置づけの方が、合わなかったときすぐに変えられるので良いと思う。

(高齢福祉課長)

そういう意味では、やはり法人後見も強くしていかななくてはいけない。

(手島構成員)

今後のために積極的に家裁に行った方が良いと思う。

また、このような場にもオブザーバーとして家裁を迎えるべきだと思う。

(高齢福祉課長)

最終的には裁判所に認めてもらわないと進まない話でもあるので、家裁との連携を図っていきたい。